

CO2排出削減設備導入事業「緊急対策枠」の概要

民間事業者（埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者に限る。）

補助対象事業

< 補助対象事業の例 > 対象設備は10年使用している設備（更新の場合）

省エネ設備導入事業の例

・高効率省エネルギー設備への更新

高効率空調設備、ボイラー本体設備、コンプレッサー設備、変圧器、冷凍冷蔵庫設備等の高効率化 など

（既存設備は、10年以上使用していると認められる設備であること）

・再生可能エネルギーの利用設備（全量売電目的は対象外）

太陽光発電設備、バイオマス発電設備、これらの設備と組み合わせた蓄電池設置 など

（補助対象は自家消費相当分に限り、余剰分は補助対象外となります。）

・CO2 排出量の少ない燃料等を使用した設備への更新等

重油焚ボイラーの都市ガスやLPG等への燃料転換・ヒートポンプ化、コージェネレーション設備、インバータ制御等の導入 など

※照明設備は対象外です。

補助率及び上限額

補助率	上限率
補助対象経費の3分の2	500万円

申請書類の提出期間

令和4年8月下旬から12月23日まで（予定）